

平成一 年六月一八日判決

平成九年(ワ)第四四九号損害賠償請求事件

判 決

原 告 表 年 男 外 8 名

右原告九名訴訟代理人弁護士 佐藤千代松
同 山 則 和

被 告 御 嵩 町

右代表者町長

柳川喜郎

右訴訟代理人弁護士

河合良房

同

鷲見和人

同

原田彰好

同

鍵谷恒夫

主 文

一 原告らの請求をいずれも棄却する。

二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 一 請 求

被告は、原告らの各自に対し、各五万円を支払え。

第 二 事 案 の 概 要

一 争いのない事実等

1 原告らについて

原告らは、いずれも韓国籍を有し、御嵩町在住の者である。

2 住民投票について

(-) 御嵩町住民から、平成八年一月七日ころに、産業廃棄物処理施設（以

下「産廃施設」という。）の設置について、御嵩町住民の賛否の意思を問うべきだとして、御嵩町に対し、産廃施設の設置についての住民投票に関する条例の制定を求める直接請求がなされた。

右条例の案では、投票資格が御嵩町の選挙人名簿の登録者に限定されていたことから、原告らは、同年一月二五日に御嵩町議会宛に、条例制定に際しては選挙人名簿に記載のない外国人に対しても投票資格を与えるよ

う条例案の変更を要望する要望書を提出した(甲二)。

しかし、右要望は容れられず、御嵩町議会は、平成九年一月一四日日投票資格を御嵩町の選挙人名簿の登録者に限定した「御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例平成九年一月御嵩町条例第一号」(以下「本件条例」という。)の制定を可決し、本件条例は平成九年一月二一日に公布された。

(二) そこで、原告らが、御嵩町住民に、御嵩町に居住し外国人登録をしてい
る外国人にも住民投票の資格を与えるよう本件条例の改正をすべきだとし
て相談したところ、賛同した日本国籍を有する住民の有志が、平成九年五
月二〇日に右の趣旨の条例改正の直接請求をし、右請求に基づき、御嵩町
議会は、平成九年五月二六日に「御嵩町に在住する外国人登録を行なっ
ている外国人で、公示日の前日において年齢満二〇年以上の者で、引き続き

三か月以上御嵩町に居住する者に投票資格を与える」という条例改正案を審議したが、これを否決した。

(三) 本件条例に基づく住民投票は、平成九年六月二二日に実施されたが、原告らは住民投票をすることはできなかつた。

3 本訴の提起について

そこで、原告らが、本件条例に基づく住民投票において原告らが投票できなかつたことについて、本件条例が憲法二一条、一四条に違反するものであつて、これにより原告らは精神的苦痛を被つたと主張して、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求として、原告ら各自に五〇万円宛の支払を求めて、本件訴訟を提起した。

二 争点

1 本件条例は、憲法二一条に違反するか。

2 本件条例は、憲法一四条に違反するか。

3 なお、損害額についても争いがある。

三 争点に関する原告らの主張

1 本件条例の違憲性

意見表明の自由は、民主主義社会の基盤をなす重大な基本的人権であり、意見表明の機会、方法の平等は最大限保障されなければならないところ、本件条例は、産廃施設設置の賛否についての原告らの意見表明の機会を奪うものであるから、原告らの表現の自由を侵害するものであり、憲法二一条に違反する。

また、本件条例は、外国人という社会的身分又は門地によって、原告らを差別して、意見表明の機会を与えないものであるから、憲法一四条に違反する。なお、本件条例は、民主主義における地方自治の重要性に鑑み、産廃施

設設置については、御嵩町住民の日常生活に密接な関連を有することから、御嵩町では産廃施設設置に対する町の意思決定をするに際し、住民の意思を問い、その結果を斟酌して御嵩町の公共的事務の処理に反映させるべく制定されたものであるから、公務員の任免に関する選挙権とは異なり、投票資格について日本国民と外国人を区別する合理性はないというべきである。

2 御嵩町議会議員の責任

前記のとおり、原告らは、本件条例制定前から、外国人にも投票権を付与するように要望書を提出していたにもかかわらず、御嵩町議会議員は、議会においてその点について十分な審議をせず、日本国籍を有する住民に対してのみ投票権を付与することとし、かつ、原告らの条例改正の申立てに対しても議会において十分な審議をせず、単に外国人であることのみをもって投票

権を付与しなかった。

3 よつて、原告らは、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき損害賠償を請求することができる。

四 争点に関する被告の主張

本件住民投票において原告らが投票できなかつたとしても、原告らは自由に産業廃棄物施設の設置の是非を論ずること（たとえば、各種の集会に参加して発言する、ピラを製作して配布する、街頭演説を行う等）ができたのであり、本件条例は、これらの表現行為に何らの制約を加えてはいないから、原告らの表現の自由はなんら制約されていない。

本件住民投票は、本件条例の定める手続により住民の意思を集約し表明するという、地方自治における民主権原理の一つの具現であると解するのが相当

であつて、表現の自由の問題ではなく、参政権の現代的な発現形態であると解すべきである。

そして、外国人に投票権を認めるかどうかは、国政上においても地方自治上においてもすぐれて当該議会における立法政策上の問題と解されるから、本件条例において原告らが投票を行う権利は、当該議会の広範な立法裁量に任せられたものであつて、憲法上の権利として保障されるものではない。

したがつて、原告らに投票権を認めなかったことが国家賠償法上の損害賠償請求の原因となることはない。

第三 争点に対する判断

一 原告らは、前記のとおり、本件条例に基づき平成九年六月二二日に行われた住民投票においてこれに投票して意見表明する機会が得られなかったものであ

り、原告らは本件条例が憲法二一条、一四条に違反するものである旨主張するので、以下順次判断する。

まず、憲法二一条に違反するかについて判断するのに、憲法第三章に定める基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民を対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そして、憲法二一条一項の表現の自由は、その民主主義社会における重要性に鑑み、原則として、我が国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶと解すべきである。

しかしながら、本件のように、住民投票を通じて意見表明をするという意味での表現の自由は、いわば投票権そのものであるところ、憲法上、地方公共団体の住民には、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権（憲法九三条二

項、地方自治法一一條、一八條、公職選挙法九條二項）及び地方特別法の住民投票権（憲法九五條、地方自治法二六一條、二六二條）が保障されているだけであつて、その他に、地方公共団体の政策にかかる住民投票において投票権を認められた根拠規定がないことからすれば、原告ら外国人を含めて日本人である住民についても、憲法上、右の意味での投票権は保障されているものではないと解するのが相当である。すなわち、本件において、産廃施設の設置に関する住民投票が実施されたのは、町民の意思を問うべきであるという御嵩町の政策によるものにすぎず、住民の憲法上の権利に基づくものではないというべきである。

そうすると、本件住民投票において投票を通じて意見を表明するという意味での表現の自由は、憲法上、原告らを含む住民に保障されているものではない

というべきであるから、本件条例が憲法二一条に違反するものであるとはいうことができない。

二 次に、本件条例が憲法一四条一項に違反するか否かの点について検討するの
に、憲法一四条一項が規定する平等原則（平等権）は、人である以上平等に扱
われなければならないという個人の尊厳に基づくものであるから、外国人にも
その保障が及ぶものであるが、事柄の性質上、その取扱いに区別を設けること
は、その区別が合理性を有する限り、右規定に違反するとはいえないものと解
すべきである。

本件条例において、投票資格が御嵩町の選挙人名簿の登録者、すなわち日本
国籍を有する者とされているのは、民主権原理に基づくものであると解され
るところ、一般に、憲法の民主権原理における国民とは日本国民を意味し、

憲法一五条一項の公務員の選定罷免権及び同法九三条二項の地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙権の保障は外国人には及ばないと解するのが相当であることに鑑みると、本件条例が日本国籍の有無により投票資格の有無を区別していることについての合理性は否定することができない。原告らは、本件条例については、右のような場合とは異なる旨主張するが、独自の見解として採用できない。

よって、本件条例が憲法一四条に違反するものということとはできない。

三 なお、原告らが外国人であるとしても、日本で出生し、長年にわたり御嵩町に居住している者であり、御嵩町に産廃施設が設置されるか否かについては重大な関心を有していること及び前記本件の経過の事実（第二の一、二）からすれば、原告らに本件住民投票の投票資格を付与すべきであつたとする考え方にも

合理性がなくはないが、本件住民投票の実施自体が御嵩町の政策に基づくものであり、投票資格を付与する範囲についても立法政策の問題として町に裁量があるところ、前述の本件条例の制定及びこれに基づく本件住民投票の実施の経緯をみても、未だその裁量の逸脱、濫用があったことを認めるには足りないから、この点においても違憲の点があるとはいえない。

四 以上であるから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれもその根拠がなく理由がない。

岐阜地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官

菅

英 昇

裁判官

倉 澤

千 巖

裁判官

村 上 未 来 子